



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済的打撃を受けた企業や事業者を支援するために本年7月から始まった家賃支援給付金制度をご紹介します。

◇家賃支援給付金の申請がスタート（新型コロナウイルス感染症対策）

本年7月14日より、家賃支援支給金の申請が開始されました。

家賃支援支給金とは、本年5月に発令された緊急事態宣言の延長等により、売上が急激に減少した事業者に対し、地代・家賃（賃料）の負担を軽減するために支給される給付金です。主要な固定費の1つである賃料の負担を軽減することができる点で、有用な制度であるといえるでしょう。

1 主な支給要件

- ① 資本金10億円未満中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であること。
- ② 2020年5月～12月において、以下のいずれかに該当すること。
 - ・ いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少している者。
 - ・ 連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少している者。
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること。

2 申請方法

原則として、インターネット上のマイページから申請を行うこととなりますが、自身でWeb申請を行うことが困難な事業者のために、申請サポート会場も設けられる予定です。

3 支給額・支給率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の6ヶ月分に相当する額。ただし、法人は600万円、個人事業者は300万円が上限とされています。

●法人の場合

支払賃料等	給付額
75万円以下	支払賃料等の額×2/3
75万円を超える	50万円 + 75万円を超える部分×1/3 *但し、100万円が限度。

例) 直近の賃料等の支払いが99万円である場合
(50万円+24万円×2/3) ×6ヶ月分=396万円
396万円<600万円
→396万円を支給（一括）

●個人事業者の場合

支払賃料等	給付額
37.5万円以下	支払賃料等の額×2/3
37.5万円を超える	25万円 + 37.5万円を超える部分×1/3 *但し、50万円が限度。

4 必要書類

申請に際しては、次の書類を添付する必要があります。

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）
- ② 月別売上の記入のある2019年度分の青色申告決算書がある場合には、その控え（個人事業者の場合）
- ③ 法人事業概況説明書の控え両面（法人の場合）
- ④ 受信通知（e-Taxの場合）
- ⑤ 申請に用いる売上が減少した月・期間の売上台帳等

（門屋）

法務トピックス

◆“押印についてのQ&A”

（内閣府・法務省・経済産業省／2020年6月19日）
新型コロナの影響でテレワークが推奨される中、テレワークの中で問題となっていた“押印”について、政府が民事訴訟法上の解釈について公式に示しました。①契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか、②本人による押印がなければ、民訴用228条第4項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか、③文書の成立の真正を証明する手段を確保するためにどのようなものが考えられるか等の問いに答える形になっており、契約書に押印しなくても法律違反にならないか、また、民事訴訟法上のルールについて明確にしています。ご参考になさってください。⇒「押印についてのQ&A」（法務省ホームページ）